

横浜メディカルグループ看護学生奨学金・修学生活資金制度

横浜メディカルグループでは看護学校へ通う学生の方や、看護学校への進学が決まっている方を対象に奨学金及び修学生活資金の貸与を行っています。

奨学金

①対象者

看護師を養成している学校に通われている方、入学予定の方

②貸与金額

月額 50,000 円（年額 600,000 円）

※年度途中であっても年度当初までさかのぼっての貸与が可能

③貸与期間

所定の修学期間

④利子

無利息で貸与します。

⑤返済の免除

看護師資格取得後、横浜メディカルグループ内各奨学金指定施設にて、常勤として奨学金貸与期間と同じ期間ご勤務いただくと、返済は免除となります。

修学生活資金

①対象者

上記奨学金貸与者

②貸与金額

月額 10,000～50,000 円（金額は 10,000 円単位で設定できます）

③貸与期間

所定の修学期間

④利子

年利 1～3%（詳しくはお問い合わせ下さい）

⑤返済

看護学校卒業後、貸与期間と同等期間内に返済

【お問合せ先】

〒222-0011 神奈川県横浜市港北区菊名 4-3-11

横浜メディカルグループ本部事務局 総務部

TEL : 045-435-0330 E-mail : entry@ymg.gr.jp

よくあるご質問

●奨学金の申請をする際に必要な書類はなんですか？

- ①病院からお渡しする申請書類一式（申請書・同意書・契約書 2 通）
- ②履歴書（写真添付）
- ③在学証明書及び入学証明書
- ④住民票（ご本人のもの）
- ⑤振込口座の通帳コピー
- ⑥保証人・連帯保証人の印鑑証明書
- ⑦その他指示する書類

※②～⑦はお手数ですが、皆様でご準備くださいますようお願い致します。

●奨学金の貸与を受けた場合、在学中から看護助手などで勤務しないとイケないのでしょうか？

在学中の就労義務はありません。もちろん非常勤としてご勤務いただくことも可能ですが、生活にゆとりをもって勉強して、まずは資格取得を目指してください。看護師とご入職いただいてからしっかりとスキルアップしていただければ大丈夫です。

●あまり考えたくないことなのですが、もし、国家試験を不合格になった場合は、奨学金は返済しなくてはいけませんか？

貸与規程では、卒業後 1 年以内に看護師免許を取得できなかった場合は、返済していただくこととなっていますので、次回の国家試験を突破する意思が確認できれば、返済を 1 年間猶予する制度を設けています。修学生活資金に関しても同様です。

●私は沖縄県に住んでいますが、奨学金の手続きは郵送でも受け付けてもらえるのでしょうか？

はい、奨学金の手続きは郵送でも行っております。しかし、大切な将来の就職先を決めるわけですから、一度病院見学をして、ご自身の就職先として相応しい病院なのかを見極める必要があると思います。

●年度途中での奨学金申請はできるのでしょうか？

はい、できます。年度途中の申請の場合でも、年度当初にさかのぼった金額を貸与します。

※修学生活資金は年度当初にさかのぼったの貸与はしておりません

●奨学金・修学生活資金はいつ貸与されるのでしょうか？

原則としてご指定の口座に毎月末振り込まれます。

●修学生活資金のみを利用することはできるのでしょうか？

申し訳ありません。修学生活資金は奨学金をご利用いただいている方のみ申請ができます。

●修学生活資金は奨学金と同時に申請しなければならないのでしょうか？

いいえ、同時でなくても大丈夫です。但し、奨学金と違い、年度当初にさかのぼった金額の貸与は行っていません。また、修学生活資金は返済免除制度がありませんので、周りの方とよくご相談の上ご利用下さい。